

事業者等物価高騰対策支援給付金 想定 Q&A

～ 目 次 ～

- Q1. 売り上げが減少していないと申請できないのか？ 1
- Q2. 令和8年4月以降にお店を開いた（開業した）が対象になるのか？ 1
- Q3. 舞鶴市内で営業所をもつ法人だが、対象にならないのか？ 1
- Q4. 舞鶴市内に資材置き場を持っている法人だが、対象にならないのか？ 1
- Q5. 個人で商売をしているが、舞鶴で店を出していないと対象にならないのか？ 1
- Q6. 舞鶴市民ではないが、舞鶴で店を出している場合は対象になるか？なぜ法人は対象で個人は対象外なのか？ 1
- Q7. 一般社団法人や NPO 法人でも給付金の対象となるのか？ 1
- Q8. 一般社団法人で実質的には収益事業を実施しているが確定申告を行っていない場合、対象となるか？ 1
- Q9. 協同組合や協会といった特定の目的のために組織された団体も対象となるのか？ 2
- Q10. 個人で事業をしているが、配偶者の扶養に入っている。対象になるか？ 2
- Q11. アパートや駐車場を貸して収入を得ていますが、不動産業として申請できないのか？ 2
- Q12. 多くの土地を駐車場や資材置き場として貸し出しているが、建物は1軒も所有していない場合、対象にならないのか？ 2
- Q13. なぜ5棟10室なのか？3棟6室ではダメなのか？ 2
- Q14. 不動産業の場合、青色申告決算書の添付を求められているが、白色申告をしている場合はどうすればいいか？ 2
- Q15. 事業収入よりもパートの給与などの他の収入の方が多いが、申請できないのか？ 3
- Q16. 大企業から100%出資を受けている、いわゆるみなし大企業は対象になるか？ 3
- Q17. 大企業も対象となるのか？ 3

Q18. 令和8年4月から開業して物価高騰の影響を受けているが、なぜ支援してもらえないのか？	3
Q19. 令和8年3月31日以前から個人事業主として舞鶴市内で事業をしていて、4月以降に舞鶴市へ転入したが対象になるのか？	3
Q20. 舞鶴市内で複数の店舗を経営しているが、店舗ごとに申請できないのか？	3
Q21. 舞鶴で個人事業主として業を行ってきたが、令和8年5月に法人成りした場合、対象になるのか？	3
Q22. 会社や団体などに所属せずに、個人で仕事を請け負っているが対象となるか？	4
Q23. 国民健康保険に加入していることが確認できる書類とは何か？	4
Q24. なぜ一次産業（農業、林業、漁業）は対象でないのか？	4
Q25. 医療法人や社会福祉法人は対象になるか？	4
Q26. バーやスナックは対象となるのか？	4
Q27. 従業員を雇っていない個人事業主でも給付金がもらえるのか？	4
Q28. 従業員数にパートやアルバイト、役員も含めていいか？	4
Q29. 派遣社員を人数に含められるか？	5
Q30. 4月1日時点で育児休業中の従業員を人数に含めていいか？	5
Q31. 人件費上昇が事業活動への大きな負担となっている中、なぜ雇用保険に加入していない従業員をカウントできないのか？	5
Q32. なぜ従業員数の基準日を4月1日時点としたのか？	5
Q33. 電子申請はできないのか？	5
Q34. 郵送の場合は必ずレターパックで提出しないとイケないのか？	6
Q35. 振込口座は申請者のものでないとイケないのか？	6
Q36. 先月に決算を迎えたが、まだ確定申告の手続きが完了していない場合、前々期の確定申告書類を添付して申請しても差し支えないか？	6
Q37. 令和8年2月に開業し、まだ決算を迎えていないため、確定申告書の提出が出来ない場合、どうすればいいか？	6
Q38. 開業届を提出していない場合はどうすればいいのか？	6
Q39. 令和8年2月に先代から事業を継いだため、確定申告書の氏名が申請者と異なるが、どうすればいいか？	6
Q40. ずっと同じ場所で事業を続けているが、令和8年5月に先代から事業	

を継いだ場合、どうすればいいか？	7
Q41. 受け取った給付金は課税対象になるのか？	7

Q1. 売り上げが減少していないと申請できないのか？

申請いただけます。
売上の減少は支給要件ではありません。

Q2. 令和8年4月以降にお店を開いた（開業した）が対象になるのか？

対象となりません。
令和8年3月31日までに開業している方が対象となります。

Q3. 舞鶴市内で営業所をもつ法人だが、対象にならないのか？

対象となります。
法人の場合、本店、支店を問わず、事業実施の拠点が市内にあることが要件となります。

Q4. 舞鶴市内に資材置き場を持っている法人だが、対象にならないのか？

対象となりません。
法人の事業所等とは、単なる資材置き場や駐車場ではなく、実態として事業活動が行われている固定施設を指しております。

Q5. 個人で商売をしているが、舞鶴で店を出していないと対象にならないのか？

対象となります。
個人事業主の場合、舞鶴市に住民登録があることが要件となります。

Q6. 舞鶴市民ではないが、舞鶴で店を出している場合は対象になるか？なぜ法人は対象で個人は対象外なのか？

個人事業主については「舞鶴市に住民登録があり、舞鶴市で生活を営みながら事業を継続される方」を直接支援することを目的としています。
個人事業主の方のお住まいの自治体による支援制度との重複を避ける意味もあり、住民登録地を基準としているものです。

Q7. 一般社団法人や NPO 法人でも給付金の対象となるのか？

法人税法上の「収益事業」を行っている法人・団体であれば対象となります。
収益事業を行っていない非営利団体は対象外となります。

Q8. 一般社団法人で実質的には収益事業を実施しているが確定申告を行っていない場合、対象となるか？

対象となりません。
収益事業の活動実態があったとしても、収益事業として申告していない場合は、収益事業として認められません。

Q9. 協同組合や協会といった特定の目的のために組織された団体も対象となるのか？

団体等においても、法人税法上の「収益事業」を行っている法人・団体であれば対象となります。収益事業を行っていない非営利団体は対象外となります。

Q10. 個人で事業をしているが、配偶者の扶養に入っている。対象になるか？

対象となりません。
親族等の「被扶養者」となっている方は、自立した事業体としての要件を満たしていないためです。

Q11. アパートや駐車場を貸して収入を得ていますが、不動産業として申請できないのか？

申請いただけません。
不動産賃貸業については、「事業的規模」で営んでいることが要件となります。具体的には、貸与することができる独立した家屋の数が「5棟以上」、または室数が「10室以上」であることが必要です。

Q12. 多くの土地を駐車場や資材置き場として貸し出しているが、建物は1軒も所有していない場合、対象にならないのか？

申請いただけません。
あくまでも建物の貸し付けを基準としています。土地（駐車場、更地、底地など）の貸し付けのみを行っている場合は、その規模や件数に関わらず、対象外となります。

Q13. なぜ5棟10室なのか？3棟6室ではダメなのか？

申請いただけません。
不動産賃貸業については、単なる副業や小規模な資産運用ではなく、実態として事業といえる規模で営んでいることが要件となります。
その基準として、税法上の所得区分（事業所得か不動産所得か）を判断する基準として用いられる5棟10室という基準を本給付事業でも採用しているものです。

Q14. 不動産業の場合、青色申告決算書の添付を求められているが、白色申告をしている場合はどうすればいいか？

白色申告の方が5棟10室の基準を満たしているかどうかは、収支内訳書（不動産所得用）の2ページ目にある収入の内訳欄で確認いたしますので、収支内訳書の添付をお願いします。

なお、収支内訳書で室数などが明確に判別できない場合は、契約書の写しや物件一覧表などの物件の概要がわかる資料の提出をお願いします。

Q15. 事業収入よりもパートの給与などの他の収入の方が多いが、申請できないのか？

事業収入よりも給与収入の方が高額である場合、主として事業収入により生計を立てているとは言えないため、原則として対象外となります。ただし、直近の年がたまたま逆転しただけで、過去3年間の平均では事業収入が上回る場合は、特例で対象となります。その場合は、直近の過去3年分の確定申告書を添付して申請してください。

Q16. 大企業から100%出資を受けている、いわゆるみなし大企業は対象になるか？

みなし大企業も対象となります。

Q17. 大企業も対象となるのか？

大企業も対象となります。

Q18. 令和8年4月から開業して物価高騰の影響を受けているが、なぜ支援してもらえないのか？

本給付金は令和8年3月31日を基準日としておりますが、これは一定期間物価高騰の影響を受けてきた事業者を支援対象とするために設けたものですので、ご理解賜りますようお願いいたします。

Q19. 令和8年3月31日以前から個人事業主として舞鶴市内で事業をしていて、4月以降に舞鶴市へ転入したが対象になるのか？

対象になりません。令和8年3月31日時点において、市内に事業所を有する法人または、市内に住民票の登録のある個人事業主である必要があります。

Q20. 舞鶴市内で複数の店舗を経営しているが、店舗ごとに申請できないのか？

事業者単位での交付となりますので、同じ事業者から複数の申請をしていただくことはできません。従業員数は舞鶴市内の店舗の合計人数で申請をしてください。

Q21. 舞鶴で個人事業主として業を行ってきたが、令和8年5月に法人成りした場合、対象になるのか？

令和8年3月31日以前より舞鶴市に住民票のある個人事業主が、新たに舞鶴市内に事務所を置く法人に移行した場合は対象となります。個人事業主のときの確定申告書と税務署に提出する「個人事業の開業・廃業等届出書」写しを追加資料として提出してください。

Q22. 会社や団体などに所属せずに、個人で仕事を請け負っているが対象となるか？

いわゆるフリーランスの方も対象となります。

フリーランスの方の場合は、通常の添付資料に加え、自身で生計を立てていることを確認するため、国民健康保険に加入していることが確認できる書類と、事業実施の確認のために最近締結した業務委託契約書の写しを追加で添付して申請してください。

Q23. 国民健康保険に加入していることが確認できる書類とは何か？

次の書類が考えられますので、いずれかの書類の提出をお願いします。

①「資格情報のお知らせ」の写し

マイナ保険証を利用している人全員に交付されている書類です。

②マイナポータル「資格情報画面」のスクリーンショットを印刷

マイナポータルにログインし、自身の保険資格情報を表示した画面です。

③「資格確認書」の写し

マイナ保険証を利用していない人に交付される書類です。

Q24. なぜ一次産業（農業、林業、漁業）は対象でないのか？

一次産業従事者に対する支援については、市の農林課、水産課にて別途支援策を設けておりますので、そちらへお問い合わせください。

Q25. 医療法人や社会福祉法人は対象になるか？

公的サービス提供事業者に該当する場合は対象となります。公的サービス提供事業者に該当する場合は、各担当課より、個別に申請のご案内をいたしますので、ご案内をお待ち下さい。

Q26. バーやスナックは対象となるのか？

対象となります。ゲームセンターやパチンコ店といった遊興施設も対象となります。

Q27. 従業員を雇っていない個人事業主でも給付金がもらえるのか？

対象となります。従業員数 0 人の区分に該当し、50,000 円が給付されます。

Q28. 従業員数にパートやアルバイト、役員も含めていいか？

令和 8 年 4 月 1 日時点において、市内の事業所等に勤務する「雇用保険の被保険者数」を基準とします。そのため、雇用保険に加入していない短時間労働の従業員や法人の役員、事業主本人は従業員数に含めません。

Q29. 派遣社員を人数に含められるか？

含めることができません。

従業員数は、申請者が直接雇用し、かつ雇用保険の被保険者である方に限られます。派遣社員は派遣元での雇用となるため、対象外です。

Q30. 4月1日時点で育児休業中の従業員を人数に含めていいか？

含めることができます。

令和8年4月1日時点で雇用保険被保険者であり、市内事業所に在籍している実態があれば、休業中であっても対象となります。

Q31. 人件費上昇が事業活動への大きな負担となっている中、なぜ雇用保険に加入していない従業員をカウントできないのか？

雇用保険の加入に関わらず、人件費上昇が事業活動への負担となっていることは承知しておりますが、従業員数を証する書類の提出を求める際に一律かつ客観的に証明が可能である雇用保険被保険者数を基準としたものであり、申請と審査の負担軽減と迅速な給付を行うため、ご理解を賜りますようお願いいたします。

Q32. なぜ従業員数の基準日を4月1日時点としたのか？

全ての申請者に対して、公平な基準で速やかに給付を行うため、一律の基準日を設ける必要がございました。

4月1日は多くの事業者において年度更新や新年度の採用が行われる時期であり、現在の雇用実態を最も反映しやすい時期であることから選定したものです。

事業者によっては、3月末の退職等により従業員数が減ったり、4月1日以降で採用予定があり従業員数が増える見込みがあったりすることもあるかと思いますが、個別のご事情につきましては考慮いたしかねますので、ご了承ください。

Q33. 電子申請はできないのか？

紙での申請をお願いします。

今回の給付金事業の実施にあたり、電子申請の導入を検討いたしましたが、わかりやすく、正確な申請ができるシステムの構築に係る費用や期間、電子申請が障壁となる方への配慮といった事項を考慮した際、現時点では紙での申請に統一する方が、最も早く、正確に給付することができる方法だと考え、電子申請の導入を見送ったものです。

Q34. 郵送の場合は必ずレターパックで提出しないとイケないのか？

書類自体の受理は可能ですが、多くの方々から申請書類が提出されることが予想されますので、書類到着後にすぐに受付処理ができないと想定しております。

不達などのトラブルを避けるため、書類の追跡が可能なレターパックでの提出をお願いしているところです。

Q35. 振込口座は申請者のものでないといけないのか？

給付金の振込口座は申請者名義のものとしてください。

Q36. 先月に決算を迎えたが、まだ確定申告の手続きが完了していない場合、前々期の確定申告書類を添付して申請しても差し支えないか？

法人税の申告期限は、事業年度終了日から2か月以内と定められておりますので、申告期限の範囲内であれば前々期の確定申告書類を提出していただいても構いません。申告期限を過ぎている場合は、可能な限り最新の申告書類の提出をお願いします。（法人の場合のみ）

Q37. 令和8年2月に開業し、まだ決算を迎えていないため、確定申告書の提出が出来ない場合、どうすればいいか？

令和8年3月31日の時点で開業されているため対象となります。開業したことと事業を実施されていることを確認するため、確定申告書の写しに替えて、次の2つの資料の添付をお願いします。

- ①開業届または法人設立届の写し
- ②開業月以降の売上台帳の写し

Q38. 開業届を提出していない場合はどうすればいいのか？

開業届とは、税務署に提出する「個人事業の開業・廃業届出書」のことをいい、原則、開業から1か月以内に提出すべき書類ですが、提出が遅れていても受理していただけるはずですので、届け出をお願いします。

Q39. 令和8年2月に先代から事業を継いだため、確定申告書の氏名が申請者と異なるが、どうすればいいか？

令和8年2月の事業継承であれば、開業された場合と同様の取り扱いとします。具体的には、確定申告書に替えて、個人事業の開業・廃業届出書の写しと事業継承月以降の売上台帳の写しを添付してください。

（法人の場合、履歴事項証明書で確認可能であり、個人事業主のみ該当）

Q40. ずっと同じ場所で事業を続けているが、令和8年5月に先代から事業を継いだ場合、どうすればいいか？

令和8年3月31日以前から事業は継続されているため、給付金の対象となります。事業継承の際に提出された個人事業の開業・廃業届出書の写しと前の事業主による確定申告書の写しの添付をお願いします。

確定申告書の入手が難しい場合は、令和8年3月期以前の売上台帳の写しにより事業実施の確認を取るか、申請者による確定申告書の写しの提出ができない理由書の添付とすることが考えられる。）

Q41. 受け取った給付金は課税対象になるのか？

本給付金は事業所得等に算入されるため、課税対象となります。